

賃金構造基本統計調査事業所票

厚生労働省



統計法に基づく
基本統計調査

この調査票に記入された事項については、第10条の目的に使用したり、他に開示したりすることはありません。

都道府県番号	事業所番号	運番	産業分類番号	大	中	小

(1) 事業所の名称及び所在地	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番) 記入担当者氏名
(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容	

記入上の注意

1. 6月30日現在 (給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在) 又は6月1日から6月30日までの期間 (給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間) の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票は事実又はそのボールペンで記入してください。
4. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
5. ※印欄は記入しないでください。

政府統計



※ 局 署 記 入 欄

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 〔日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に本事業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの〕	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数 (本事業所に属する企業全体 (本社、支社、工場、営業所等) の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人 以上	1,000人～ 4,999人	500人～ 999人	300人～ 499人	100人～ 299人	30人～ 99人	10人～ 29人	5人～ 9人

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員 (民営の事業所のみ記入してください。)

① 事業所の常用労働者数

区分	正社員・正職員	正社員・正職員以外	常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	常用労働者計
常用労働者 常用労働者には ・期間を定めて雇われている労働者のほか、 ・1か月を超える期間を定めて雇われている労働者 及び ・日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上本事業所に雇われたものを を含みます。	男 人	女 人	男 人 女 人	男 人 女 人

区分	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校卒	万円 円	人	万円 円	人
高等・短大卒				
大学卒				
大学修了課程修了				

② ①の初任給額の確定状況

1	2
本年度の初任給額として確定したものである。	ベース・アップが決まっていけない等のため確定していかないものである。

個人票の枚数	※ 調査担当者 局 署
--------	-------------

備考

1. 新規卒業者とは、原則として本年9月に学校教育法に基づき高校、高等・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し、修士号を取得した若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校 (准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業生は除きます。
2. 初任給額は、就業所に配属されてからの初任給額について、所定内給額から通勤手当を除いた額を記入してください。 (所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額から超過労働給付額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等) を除いたものです。また、賃金は含みません。)
3. 採用人員のうち、本社等一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

この調査は、統計法に基づき基礎統計を作成するために調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の拒否や虚偽報告があり、報告の拒否や虚偽報告の方々は罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

